

病院だより 51

美東病院 臨床検査科の紹介

こんにちは。美祢市立美東病院臨床検査科です。臨床検査技師 5人で業務を行っています。臨床検査科では大きく分けて、検体検査、生理機能検査、採血業務、それから各地域に出向いての健診業務などを行っています。

「検体検査」とは患者さんから採取される物を用いて検査することを言います。血液や尿、便、痰、胸水、腹水、関節液などを用います。次のような検査があります。

・生化学検査（血糖、ヘモグロビン A1c、血清蛋白質、 γ -GTP などの肝機能、BUN などの腎機能、コレステロールなどの脂質。痛風の UA、CRP などの炎症反応測定など他に多くの項目があります。）

・血液一般検査（赤血球数やヘモグロビン濃度で貧血、白血球数や分類で体の炎症、出血した時に血を止める役割をする血小板数を見ます。）

・凝固・線溶検査（出血の症状が見られるときに行う検査で、ワーファリンなどの抗血栓薬を服用されている人も検査します。）

・輸血検査（貧血などの病気や出血で輸血が必要などに行う検査で、ABO 血液型、Rh 血液型、輸血副作用を防ぐ為の不規則抗体検査、交差適合試験があります。）

・一般検査（尿中の糖、蛋白質、潜血、細胞を見る尿沈査、便潜血、寄生虫の検査があります。）

・免疫・血清反応検査（感染や免疫異常などの診断をする検査で、肝炎ウイルス、梅毒、HIV、リウマチ、甲状腺、^{こうげんびょう}膠原病などを調べます。）

・腫瘍^{しゅよう}マーカー検査（がんには特徴的な物質を産生するものがあります。PSA、CEA、AFP などです。）

・細菌検査（細菌による感染を受けた臓器から採取した検体を用いて病気の原因となっている細菌を検出し、細菌感染に対して有効な抗生物質を選ぶ検査です。下痢や肺炎、膀胱炎、咽頭炎、化膿があるときに検査します。）

「生理機能検査」とは直接皆さんの身体に触れて検査する生体検査をいいます。

・心電図検査（不整脈、心筋梗塞、狭心症など心臓の病気の診断ができますが、発作時にしか症状が出ないこともあるので、正常時の心電図をとっておくことも必要です。24 時間連続で心電図を記録する、ホルター心電図をつけることもあります。）

・肺機能検査（肺機能障害の早期発見、病気の診断をします。息を吐ききり、いっぱい吸った空気の量を測る肺活量と、息をいっぱい吸い込み、いっきに吐き出す努力性肺活量で検査します。肺年齢も分かります。）

・超音波検査（エコー検査）（超音波という人の耳では聞こえない高い周波数の音を装置から出し、臓器により反射の程度が異なることを利用



心臓超音波検査

して、それを画像として表示し臓器の大きさ、形、内部の様子、血流の流れなどを調べる検査です。腹部、心臓、^{けいどうみやく}頸動脈、^{かしようみやく}下肢静脈エコーを行っています。）

他に聴力検査、動脈硬化を調べる血圧脈波伝播速度（ABI/PWV）検査を実施しています。この検査では血管年齢が分かります。昨年の 5 月からは睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査も実施しています。睡眠時の無呼吸、いびき、日中の眠気、高血圧など気になる人は検査をおすすめします。医師にご相談ください。

臨床検査科では検査技術や新しい検査の習得のため、病院内外の研修会や学会にも積極的に参加しています。輸血や超音波の担当技師は認定輸血検査技師、認定超音波検査士にもチャレンジし、努力の甲斐あって取得することができました。地域の皆さんに信頼していただける検査を提供できるように、頑張ります。

確定申告が始まります

期間 **2月14日(木)～3月15日(金)** (市確定申告相談:白色申告者用)

厚狭税務署が開設する申告会場は**2月1日(金)から3月15日(金)**までです。(受付 9:00～16:00)

■会場 山陽小野田市大字鴨庄 92 番地、山陽小野田市社会福祉協議会山陽支所 (福祉会館)

～申告書の作成・提出は、e-Tax 又は郵送で!～

※国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告書等が作成できます。

問合せ先 税務課 (☎0837(52)5234) 厚狭税務署 (☎0836(72)0180)

確定申告

■確定申告の必要な人

①農業所得・営業所得・不動産所得等がある人の場合

・平成 24 年中の各種所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人

②給与所得者の場合

・給与の収入金額が 2,000 万円を超える人

・年末調整給与所得以外の合計所得が 20 万円を超える人

③公的年金受給者の場合

・公的年金収入が 400 万円を超える人

・公的年金収入が 400 万円以下でそれ以外の所得が 20 万円以上の人

※但し、事業所得のある人は市県民税の申告が必要です。

■申告をすれば所得税が戻る人

①年の途中で退職をした後、再就職していない人

②医療費で、10 万円以上または所得の 5%以上の金額を支払った人

③平成 24 年中に住宅ローンを使ってマイホーム等を取得した人

④寄附金控除の該当団体等に寄附をした人

市県民税申告

■市県民税申告の必要な人

①平成 25 年 1 月 1 日現在市内にお住まいの人。但し、次の人は除きま

す。

・所得税の確定申告をした人
・収入が給与・公的年金のみで、源泉徴収票の内容に変更のない人

②主な給与所得以外に収入がある人

③年金収入以外に事業収入がある人

収入がない人でも申告は必要です

④給与所得者等の被扶養者で、各種申請手続き等のため、所得課税証明書が必要な人

⑤国保・後期高齢者医療保険・介護保険等の税・料及び負担の軽減を受けられる人

※但し、上記④⑤の該当の人は、申告期間中、申告が必要な同世帯の人に依頼されるか、期間外であっても 5 月末日までの早い時期に税務課・総合支所・出張所で市県民税の申告書を提出してください。

申告に必要な物

①印鑑、電卓、筆記用具、口座番号

②給与・公的年金等源泉徴収票

③事業等 (農業・営業等・不動産) の収支内訳書及び記帳帳簿等関係書類

④満期保険金、返戻金、個人年金等の保険会社等支払証明書

⑤配当収入の源泉徴収票

各種控除

・配偶者・配偶者特別控除、扶養控除

・扶養しようとする人の収入及び市外の方は住所の控え

- ・医療費控除
- ・計算書、領収書等
- ・社会保険料控除
- ・支払証明書、領収書
- ・生命保険料控除、地震保険料控除
- ・支払証明書等
- ・住宅借入金等特別控除
- ・控除初年度に必要な書類
- ・寄附金控除
- ・該当団体への支払証明書、領収書
- ・その他 その他の控除の関係書類

お願い等 (市の申告相談)

今年度から市の申告相談方法が一部変更となっています。

①事業等 (農業・営業等・不動産) に係る収支内訳書は事前の作成にご協力をお願いします。(1 月から各公民館等で作成相談会を実施しています。)

②農業で収支内訳書の事前作成が困難な人は J A の営農生活貯金取引通知書、その他領収書をお持ちください。

③医療費控除を受けられる人は必ず事前に計算をお済ませください。

④分離所得がある人は、厚狭税務署主催の申告会場で申告をお願いします。

※確定申告相談日程表は、6～7 頁に掲載しています。